



# BAY HILLS

## ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階 TEL: 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX: 045-450-6706





#### 【今月の一言】

コロナウイルスの影響が本格的になってから早いも ので2か月ほどがたちました。

今まで経験したことのない環境の中、行政や市区町村・企業の責任者の方々にのしかかった重責とは比になりませんが、一個人でも様々な『決断』をしなくてはならない局面が多くあったように感じます。一日も早くいつも通りの日常に戻りたいですね。(事務員S)それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

## 新型コロナウイルス感染症対策で利用 可能な厚労省の助成金まとめ

◆影響拡大を受け相次いで対策を公表

2/27 になされた政府の休校・自粛要請により、 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しています。3/10 に発表された緊急対策第2弾までの内容から、雇用維持・事業継続のために活用できる助成金を紹介します。

#### ◆雇用調整助成金

業種を問わず、受注量が減ったり、行政の要請で 事業所を閉鎖したり、労働者が発症したため自主的 に事業所を閉鎖したり、労働者が子の世話のため休 暇を取得し生産体制の維持等が困難になった等、影 響を受ける事業主が対象です。

特例により、直近1カ月の生産指標が前年同期比10%以上減で受給でき、雇用期間6カ月未満の労働者も対象となります。

そのほか、過去1年以内に本助成金を受給していても受給できます。支給限度日数も、1年間で100日(3年間で通算150日)の制限とは別枠で受給可能となっています。

助成額は、休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向元事業主の負担額の3分の2

(大企業は2分の1。1人1日当たりの上限8,335円)です。

休業等を実施したのち必要書類を労働局に提出 して支給申請を行います。 ◆時間外労働等改善助成金[テレワークコース]

就業規則等を作成・変更し、2/17~5/31 までの間にテレワークを新規で導入し、実施し た労働者が1人以上いれば対象となります。

助成額は対象経費合計額の2分の1(上限100万円)で、対象経費には、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費があります(パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外。web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器等が対象)。

5/29 迄に必要書類をテレワーク相談センターに提出し取組みを実施したのち、7/15までに支給申請書等を提出します。

#### ◆小学校休業等対応助成金

小学校等(放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認可外保育施設等を含む)の臨時休校等により、3/31までの間に子の世話を行うため労働者(祖父母や里親等含む)に、年次有給休暇とは別に有給休暇(半休、時間休を含む)を、取得させると、対象となります。

助成額は、支払った賃金相当額(日額上限8,330円)です。

3/18~6/30 までに法人ごと 1 度にまとめて申請を行います。

その他助成金の情報は日々更新されています。 各詳細については、お問合せください。

# 緊急時に備え、事業継続計画(BCP)策定を

◆事業継続計画(BCP)とは

新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動に多大な影響が出ています。そんなとき役立つのが、事業継続計画(Business Continuity Plan。以下、BCP)です。

BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症の蔓延などの緊急事態に遭遇した

場合に、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするため、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。また策定したBCPを円滑に運用・管理することを、事業継続マネジメント(BCM)と呼びます。

#### ◆未策定の企業が大多数

日本では、毎年多くの自然災害が発生しています。しかし、中小企業のほとんどがBCPを策定していません。必要であるという認識はあるものの、通常業務に比べ優先度が低く、策定に至っていない企業が多いと考えられます。また、策定にかかる時間や、必要となる費用等を負担に感じるということもあるようです。とはいえ、策定していない場合に被る損失を考えると、策定のメリットは大きいでしょう。

#### ◆策定手順と留意点

中小企業庁では、中小企業へのBCPの普及 促進のため、有識者の意見を踏まえた指針を作 成しています。指針によると、初めて策定する 際は、以下の手順で進めるとされています。

- ① 基本方針の立案(目的の整理)
- ② 重要商品の検討(中核事業の選定)
- ③ 被害状況の確認(予測される影響の整理)
- ④ 事前対策の実施

(非常時に備え今できること)

⑤ 緊急時の体制整備(対応策と責任者の決定)

最初から完全な計画を目指す必要はありません。まずは実現可能なものから始め、緊急事態への対応力を鍛えていくことが重要です。

また、BCPは策定して終わりではありません。従業員への教育と、会社の現状を踏まえた見直しが必要です。いざというときに事業を継続するにはどうすればいいか、自社の実態に合ったBCPを考えておきましょう。

【中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」】 より

# 4月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の 納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降採用の労働者がいる場合>「公共職業安定所」

### 15 ⊟

給与支払報告に係る給与所得者異動 届出書の提出 「市区町村」

#### 30 ⊟

- 預金管理状況報告の提出 [労基署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月~3月分>

[労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)〈雇入れ・離職の翌月末日〉 [職安]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第 1 期> 「郵便局または銀行]

※都・市町村により異なる月の場合がある。

- 土地価格等縦覧帳簿
- ・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間 (4/1~4/20または、第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)